

200929010B

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究

平成20-21年度 総合研究報告書

主任研究者 井上 剛伸
(国立障害者リハビリテーションセンター研究所)
平成22(2010)年3月

目次

I. 総合研究報告書 経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究	1
主任研究者 井上剛伸	
○参考資料	5
各分担報告書からの抜粋	
平成 20 年度 分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点」より抜粋	7
分担研究者 山崎伸也	
平成 20 年度 分担研究報告書「補装具供給に要する費用面の現況」より抜粋	9
分担研究者 我澤賢之	
平成 21 年度 分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置の person 費・素材費調査」	31
分担研究者 我澤賢之	
平成 21 年度 分担研究報告書「義肢等製作にかかる限界費用の推定と価格算定式の算出」	45
分担研究者 我澤賢之	
平成 20 年度 分担研究報告書「福祉用具供給制度の海外調査」	59
主任研究者 井上剛伸	
平成 21 年度 分担研究報告書「福祉用具供給制度の海外調査」	73
主任研究者 井上剛伸	

主任研究者
井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長

分担研究者
山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所補装具製作部 主任義肢装具士
我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部研究員

I . 総合研究報告

総合研究報告書

経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究

主任研究者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長

研究要旨 本研究の目的は、補装具費支給水準の基礎となる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供することにある。本年度は、実態調査を行い、現状制度の価格に比べて、人件費、素材費等において多くの費用がかかっていることが明らかになった。また、義肢、装具、座位保持装置製作にかかる限界費用（産出物1単位を増産することにより追加的に生じる費用）の推定をおこなった結果、義肢、座位保持装置については限界費用が販売価格（公定価格）よりも高いことが示された。このことは、事業者が該当補装具の生産量を抑えたほうが利潤が増大することを意味しており、公定価格の引き上げの必要性を示唆している。さらに限界費用の推定結果を踏まえ、より現状に即した価格算定式のパラメータを推定した。価格算定式とは直結しない事項としては、完成用部品が申請価格より高い価格で供給されているケースがあることも把握できた。また、義肢・装具・座位保持装置以外の補装具についても価格構成等について調査したところ、一部のものについて現行制度の総定額（交付基準額）のもとで、採算の厳しい可能性が示された。

今後義肢等の補装具費支給制度を考える上で、価格を政策事業者が自由に設定できないなかで現在義肢等製作・修理費用のなかに見込まれていない遠方出張等のコストをどのように考えるか、などの論点が調査において指摘された。また、市場原理的な要素をどう扱うかという論点もある。現行制度の枠組みをどう変えていくか検討するうえで、海外調査の結果からは義肢等あるいは福祉用具の公的供給において価格の決定に競争原理を活用している事例（スウェーデン、フィンランド、ドイツなど）、行政が統一した価格を設定している国で2年ごとに価格調査を実施した想定利益率を明示している事例（カナダ・オンタリオ州）などが見られることがわかった。

分担研究者

山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所補装具制作部
主任義肢装具士

我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部研究員

A. 研究目的

1. 研究の目的

障害者の社会参加を支えるうえで補装具は重要な役割をもつ。障害者自立支援法の施行を受け、利用者の10%負担が実施され、補装具の価格は行政の財政のみならず利用者への影

響が懸念されている。本研究の目的は、補装具価格の構成を明らかにし、補装具費支給水準（「補装具の種目、購入又は修理に要する費用額の算定に関する基準」）の基礎となる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供するものである。

補装具の価格算定の手法については、昭和53年度に行われた飯田ほか[1]によって義肢の生産原価等に関する調査が行われ、その結果をもとに所要生産原価と利益率にもとづいた価格算定式が開発され、さらに山内ほか[2]により価格算定式のパラメータの依拠する基本統計が更新されている。これらの研究の成果は補装具費支給水準の策定に大きく貢献してきたと考えられる。

従来の研究では、価格算定式中の利益率パラメータとして現状の平均的な利益率を採用されている。しかし、これらの研究には、厚生労働省「補装具等の見直しに関する検討委員会」（平成17～18年）でも指摘された利益水準の妥当性、すなわち生産者が安定的かつ継続的に補装具の供給提供を安定して継続するだけの採算を十分に支えるに足る水準であるか、あるいは逆に過大な水準でないかの分析が含まれていない。利益水準の妥当性の評価方法として、生産物を1個追加的に増産するのに要する費用（＝限界費用）とそのことによって得られる利益との大小比較をする方法が知られている。本研究では、この分析を踏まえて式の形の変更も含めて検討し、現況に沿った価格算定式を提示する。

達成すべき目標として以下を設定する。

1. 義肢・装具・座位保持装置を対象に、事業者に対し補装具生産の費用構成に関する調査を行い、現状を把握する。
2. 新しい価格算定式を示す。
3. その過程で、利益水準に関する分析を行い、生産者の事業継続性・効率性についての評価を行う。
4. あわせて、将来の日本の補装具支給基準、あるいは制度のあり方を検討する材料と

するため、外国の状況について調査しまとめる。

B. 研究方法

研究方法として、大きくつぎの段階に分けて実施した。

- I 義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）製作事業者に対する調査体制を構築する。
- II 義肢等製作事業者を対象に予備調査（聞き取り・アンケート）をおこなう。
- III 上記調査の結果を踏まえ、事業者を対象にアンケート調査をおこなう。必要に応じ補完的な聞き取り調査、追加調査をおこなう。
- IV 義肢・装具・座位保持装置生産における標準的な必要経費・作業量、利益水準妥当性などの分析をおこなう。またその結果を踏まえて、価格算定式の推定をおこなう。
- V 他の補装具についての現況調査（製造事業者、販売店などを対象に調査）
- VI カナダ、北米およびヨーロッパへの訪問調査。

なお、今回の調査にあたり、以下の調査体制を構築した。

- ・ 日本義肢協会：義肢及び装具に関する調査への協力
- ・ 日本車いすシーティング協会：座位保持装置に関する調査への協力
- ・ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室：補装具制度の把握および、調査の実施における事業者との連絡調整等への協力

C. 研究結果

●人件費、素材費

義肢等にかかる費用のうち、人件費、素材費についてはつぎのような結果を得た。

総じて、義肢等製作事業の採算を確保するためには、義肢等価格の値上げが必要であるとの結果が示された。

人件費に関して、個別義肢等における事業所全体の平均賃金率（時給）については、現行制

度の想定する結果よりも実情のほうが平均で見れば高いという結果が統計的に有意に示された。

また、素材費（材料費）については、ここ3年程度の間、10%以上の値上がりを見せており、現行制度での調整ではそれを十分には補えていないとの結果が得られた。

●利益水準の分析、価格算定式の推計

利益水準妥当性の分析においては、つぎのことが示された。

実態調査により、義肢等製作時業者のうち営業収支が赤字（過去3会計期間の平均）である事業者が有効回答のうち約3割（有効回答35社中、10件）をしめた¹。

義肢・座位保持装置については現在の価格の下では、限界費用が販売価格（公定価格）に対して高いことが示された。このことは、現行生産量の産出物の最後の1個を生産することにより追加的に生じる費用が追加的に収益を上回っている（つまり、最後の1個を生産せずに生産量を抑えたほうが利潤が増大する）ことを意味している。これは、公定価格の引き上げの必要性を示唆するものである。

以上の限界費用の推定を踏まえて、より現状に即した価格算定式の各パラメータを推定した。

●他の補装具

現行制度の義肢等以外の補装具についても、一部のものについて現行制度の総定額（交付基準額）のもとで、採算の厳しい可能性が示された。

●外国調査

一方、義肢等の将来的な価格制度のあり方に

ついて参考にするべく外国の制度について調査をおこなった。その主要な結果はつぎのとおりである（「分担研究報告書 福祉用具供給制度の海外調査」）。

義肢等あるいは福祉用具の公的供給において価格の決定に競争原理を活用しているケースが見られた（スウェーデン、フィンランド、ドイツなど）。競争原理が導入されておらず、行政が統一した価格を設定している例（カナダ・オンタリオ州）では、2年ごとに価格調査が行われており、また流通におけるメーカー、卸売の利益率について明示的に規程がある（日本の場合は、制度において明示的に利益率などは示されていない）。

日本の現行制度構築の際参考となったドイツの義肢・装具制度は、所用費用を人件費、素材費、完成用部品費ならびにそのそれぞれに付随する費用都に分けた価格算定式を用いている点、原則10%の利用者負担が存在する点で日本の制度と共通する部分があるものの、価格算定式中付随する費用の大きさを決める係数などを地方自治体がそれぞれ定めていること、素材費の水準をメーカーが決められること、などの点で異なる。

以上の結果から得られた考察はつぎのとおりである。

総じて、義肢等生産国における人件費単価、素材費の想定水準を引き上げることが妥当である結果が得られた。

義肢、座位保持装置については現行公定価格が限界費用以下の水準にあるという結果が示されたが、これは平成20年度の聞き取り調査において義肢・装具双方を扱う事業者からしばしば聞かれた「装具のもうけで、義肢の採算が厳しい分をまかなう」という状況を裏付ける結果となった。

外国では部分的に競争原理を利用することで、柔軟な現状に即した価格決定がなされているケースが見られた。これは今後の補装具価格の制度を考える上で参考となるものと思われる。

¹ 平成20年度報告書では有効回答19件（有効回答の少ない年度で見ると17件）としていたが、その後有効回答の追加をみた。ただし、赤字であると推定された事業所の比率が約3割という結果は変わらなかった。

E. 結論

本研究では、補装具価格の構成を明らかにし、補装具費支給水準の基礎となる新しい価格算定式を提示するとともに、その算定式の要素である利益の水準について、経済学的観点から分析をおこない、政策立案に資する基礎情報を提供することを目的とし、本年度は、現状把握のための全国調査を実施した。また、海外の福祉用具の価格決定の仕組みについても調査を行った。

その結果、以下の結論を得た。

- ・ 義肢等製作事業の現状について、賃金率（時給）の想定をはじめ、全体的に現行制度での補装具基準額で想定されているより多くの費用が実際には掛かっている可能性が示唆された。
- ・ また義肢等における、人件費、素材費が現行制度に比べ増加している傾向が示された。またこれとあわせて、現行制度で想定されている素材単価、工作法等が現状では大きく変わってきている可能性が示唆された。
- ・ 完成用部品について、一部の事業者では申請価格より高い価格で供給されており、それが義肢等製作事業の採算を厳しくしている可能性が示唆された。
- ・ 海外調査の結果から、カナダ・オンタリオ州の事例から、公的価格を定めている事例において見込み利益率を明示的に示すとともに2年に一度という比較的短い間隔で価格の見直しが行われていることが明らかになった。また、北欧のレンタル方式に

より、市場原理が働くことが確認できた。このような市場原理を日本の公的供給システムに導入するかが、改めて課題として浮き彫りになった。

F. 研究成果の行政への貢献

本研究において実施した義肢、装具、座位保持装置の事業者を対象とした調査は、平成21年度および22年度の補装具価格改定に向けた基礎データとして厚生労働省に提供された。本研究において得られた結果を参考に、平成21年度に向けた義肢等基準価格の改定の際、人件費の想定単価（時給）が引き上げられた。平成22年度に向けた義肢等基準価格の改定の際は、人件費の想定単価ならびに素材費の想定額の引き上げがなされる見込みである。

また、完成用部品供給事業者を対象とした調査結果に基づいて、完成用部品供給事業者から義肢等製作事業者への販売価格（すなわち、部品登録・変更申請時の申請価格）を平成21年度以降公表することになった。

G. 参考文献

- [1] 飯田ほか：「補装具の種目，構造，工作法などに関する体系的研究」，厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和53年度特別研究報告書，（1979）。
- [2] 山内ほか：「義肢装具の工作法等に関する調査研究報告書」，テクノエイド協会，（1996）

参考資料

各分担報告書からの抜粋

平成 20 年度 分担研究報告書

義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点（抜粋）

分担研究者 山崎伸也

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 補装具製作部主任義肢装具士

研究要旨：

本研究では、義肢等製作事業者並びに完成用部品製作事業者を対象に聞き取り調査を行い、現行制度下でのそれぞれの供給事業上の問題を、特に費用・採算にかかる点を中心に調査し、明らかにした。義肢等製作事業者からの聞き取り調査の結果は、義肢を中心に現状の採算面の厳しさをうかがわせるものであった。また、現行制度では考慮されていない、営業時の長距離移動コストの問題や営業待機時間の長時間化の問題や、成長対応型の座位保持装置用完成部品等について数年単位の中期的な期間で費用を抑えるという考え方について、制度でどのように扱うべきか検討事項として挙げられた。一方、完成用部品についても、輸入部品の原価値上げなど環境面の変化がみられる。このような、変化に対応するべく、完成用部品にかかる申請を事業者が計画的に行えるように、申請スケジュールの明示ならびに安定化が必要であることが示唆された。

A. 研究目的

本研究の目的は、義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）の供給が現行制度の定める交付基準の下で、義肢等製作事業者が持続的に供給を続けることが可能かを評価することにある。

B. 研究方法

数値データによる費用面に関する分析は、次章（「補装具供給に要する費用面の現況」）に譲るとして、本章では義肢等供給にかかる事業者の側から見た問題点を聞き取り調査をもとに明らかにする。

調査では、全国 19 の義肢等製作事業者と 1 つの完成用部品供給事業者を対象に聞き取り実施した。聞き取り内容は、それぞれの事業を運営する上で生じる問題についてであり、特に費用面・採算面を中心に聞き取りを行った。義肢等製作事業者の調査対象事業者

の抽出については、日本義肢協会、日本シーティング協会のご協力を得て、地域や事業者規模等、なるべく多様な対象が含まれるように配慮した。

なお、義肢等製作事業者については平成 20 年 7 月に、完成用部品供給事業者については同年 8 月に調査を実施した。

C. 調査結果 （省略）

D. 考察・結論

義肢等製作事業者からの聞き取り調査の結果は、現状の採算面の厳しさをうかがわせるものであった。特に義肢については、事業所の技術力を発揮するある種の「花形」である一方で採算上は厳しい様子がうかがえた。また、現行制度では考慮されていない点についてもいくつか指摘がなされた。ひとつは営

業時の長距離移動コストの問題や営業待機時間の長時間化の問題など、現在所用費用として考慮されていない費用の存在である。これらの問題は、採算上の問題であるのみならず、事業者間および利用者間の費用負担の公平性の問題をも含んでいる。また別の種類の事項としては、成長対応型の座位保持装置用完成部品のように、単年度（あるいは1回の補装具交付）で見ると割高な完成用部品であっても、次回以降の補装具製作費用を抑えることで数年単位の中期的な期間で評価すれば費用を抑えることができる可能性のある完成用部品に対し、現行制度は中期的な期間で費用を考慮するようには必ずしもなっていない、ということがある。今後、従来考慮

されてきた義肢等製作に要する費用の基準額の見直しを進める一方で、こういった現在考慮されていない事項について検討をしていく必要があるかと考えられる。

一方、完成用部品についても、輸入部品の原価値上げなど環境面の変化がみられる。このような、変化に対応するべく、完成用部品にかかる申請を事業者が計画的に行えるように、申請スケジュールの明示ならびに安定化が必要であることが示唆された。

E. 健康危惧情報

特になし。

平成 20 年度 分担研究報告書「補装具供給に要する費用面の現況」より抜粋

分担研究者 我澤賢之

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部研究員

A. 研究目的

補装具の安定的かつ持続的な供給を可能とする価格水準を明らかにするために、現行制度下での補装具製作・供給に要する費用・採算状況について把握する。

B. 研究方法

補装具製作・供給にかかる事業者を対象とし、製作・供給に要する費用・採算状況にかかる状況についてアンケート調査を実施し、回収データを分析する。

C. 研究結果・考察

本研究調査の主要結果はつぎの通りである。

1. 義肢、装具、座位保持装置について

1-1 義肢、装具、座位保持装置本体

●事業の収益性

営業利益率

義肢・装具・座位保持装置を扱う事業者が、他事業を含めた営業利益率は、該当箇所有効回答を平均して 0.5% (過去 3 年間の会計年度平均)、標本の有効範囲を違えて行った別試算結果で見ても 0.6%~0.9% である。

製造業の平均的な営業利益率は、製造業全体で約 4.5% (平成 17 年度²)、中小企業 (従業員 20 人以下) で 2.1% (平成 17 年 1 月~12 月決算期³) となっているのに対し、低い結果が得

られている。各期(会計年度)の違いで見ると 1 期前が特に悪くなっている。これは、障害者自立支援法施行前のいわゆる「かけこみ需要」のはんどうによるのではないかと、推察される。利用者の 1 割負担導入が、長期的な需要動向にどのように影響を与えるのかは今後の推移を見極める必要があるものの、今後いくぶんかは 3 期前水準にむけて需要が回復してくることが予想される。

赤字事業所の割合

営業赤字を出していると考えられる事業者の比率は、各資産結果を併せ考慮して、おおむね 30%前後と推定される。また、営業赤字率が 5%以上の事業者の比率は 6%ないし 11%程度と推定される。この指標もまた営業利益率同様、1 期前に最も悪い (割合が高い) 結果となった

有効票本数が多くないため確かなことは言えないが、営業利益率の値が小さいところは、人件費率を低めに設定している傾向があり、これは経営努力に一端を示唆している可能性がある。

なお、推定賃金率と規模 (雇用者人数) との間に有意な差は見受けられなかった。

また、装具、座位保持装置のみを扱っている事業者の平均人件費率の試算も試みたが、各区分に属する標本数が小さくなるため掲載を見合わせた。

² 社会実情データ図録,

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4600.html>

³ 中小企業庁, 「中小企業の財務指標 平成 17 年 1 月~12 月決算期 (概要

版)」, http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/c_housa/zaimu_sihyou/download/H19zaimu_si

営業利益率

		過去3期会計 期間平均	会計期間 ⁴		
			3期前	2期前	1期前
営業利益率 (対収益)	平均 (標準偏差)	0.5%	1.0% (10.5%)	0.6% (8.6%)	-0.3% (8.2%)
	赤字事業所の 割合 (件数)	32% (18)	29% (5)	29% (5)	42% (8)
	赤字5%以上の事 業所の割合 (件数)	11% (9)	12% (2)	18% (3)	21% (4)
有効回答		-	17	17	19
以下、営業利益率について参考試算結果					
営業利益率 (対収益) ※各期の営業 利益率の最大 値ならびに最 小値を除去せ ず集計した場 合	平均 (標準偏差)	0.6%	1.3% (7.6%)	0.8% (5.3%)	-0.3% (5.8%)
	赤字事業所の 割合 (件数)	30% (15)	27% (4)	27% (4)	41% (7)
	赤字5%以上の事 業所の割合 (件数)	6% (6)	7% (1)	13% (2)	18% (3)
有効回答		-	15	15	17
営業利益率 (対収益) ※各期の営業 利益率の-10% 以下および 10%以上を除 去して集計し た場合	平均 (標準偏差)	0.9%	1.1% (3.1%)	0.8% (5.3%)	0.7% (3.9%)
	赤字事業所の 割合 (件数)	29% (14)	25% (3)	27% (4)	44% (7)
	赤字5%以上の事 業所の割合 (件数)	6% (6)	0% (0)	13% (2)	13% (2)
有効回答		-	12	15	16

※収益・費用の欄の記入が明らかに不足しているもの、営業利益率の値が-30%以下あるいは30%以上のものは、異常値として除去した。

※3 期間の平均値を求めるに際して、各期の有効回答数の違いを調整するよう、ウェイトをつけて算出している。

⁴ 各期を、右のように定義する、1期前：平成19年6月～平成20年5月決算期、1期前：平成18年6月～平成19年5月決算期、1期前：平成17年6月～平成18年5月決算期。

なお、事業者の全取り扱い事業に占める義肢・装具・座位保持装置事業の比率による、1期前営業利益率は次の通りである。(義肢・装具・

座位保持装置事業以外の影響を抑えるため、その他の事業の売上高の比率が50%以下の事業者について計算を行った。)

	3 期間平均 営業利益率	該当する 有効回答の数 (3 期間のべ)
義肢・装具・座位保持装置の売上高÷全収益が 50%以上の事業者	-0.4%	44
(該当有効回答が少ないため参考値) 義肢・装具・座位保持装置の売上高÷全収益が 50%未満の事業者	4.8%	9
(該当有効回答が少ないため参考値) 義肢の売上高÷全営業収益が15%以上の事業者	-0.9%	15
装具の売上高÷全営業収益が50%以上かつ 義肢の売上高÷全営業収益が15%未満の事業者	0.6%	21
(該当有効回答が少ないため参考値) 座位保持装置の売上高÷全営業収益が40%以上の事業者	-0.6%	9

※ 義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業のみの収益性(平均収益率)の推定を試みたが、推定に要する設問の回答率が十分でないことから有効な推定ができないと判断した。

● 営業に付随する費用

義肢・装具・座位保持装置の供給における営業にかかる人件費が、製造・営業を併せた人件費に占める比率の平均は約6割に相当する。また、営業時間に占める、移動もしくは待機時間の割合は、平均して約5割である。

飯田(1979)の研究では、義肢製作に要する正味作業時間(製造・営業)に対し、作業準備、整理・清掃などに要する時間や生理的余裕時間として23.2%の割増分を想定していた。し

かるに、上に挙げた今回調査の数字は、営業の待機・移動時間のみでそれ以外の製造・営業にかかる人件費の約4割に相当することを意味している。

今回本調査前に実施した予備調査(聞き取り調査)では、営業に付随する移動時間、待機時間が以前に比べ長くなり、それが義肢・装具・座位保持装置事業の費用増大の要素になっているという指摘が複数みられたが、そのことが統計からも確認できる結果となった。

[営業にともなう出張について]

補装具種別ならびに納品前後における平均出張回数(1期前)は下記の通り。

		義肢	装具	座位保持装置
製 作	納品までに	4.1 回(1.5)	2.9 回(1.1)	3.1 回(1.7)
	納品後9ヶ月間の調整など	2.4 回(1.9)	1.4 回(0.9)	1.3 回(0.9)
修 理	納品までに	2.2 回(1.2)	1.9 回(0.9)	2.5 回(1.2)
	納品後3ヶ月間の調整など	1.0 回(1.0)	1.0 回(0.8)	1.0 回(0.9)

括弧内は推定標準偏差。

製作納品後9ヶ月間の無償調整期間について、各種別とも、平均1回以上出張を要し

ており、とくに義肢においては平均して2回以上の出張を行っているという結果となった。

平成20年6月1日時点で決算の終了している直近の会計期間における遠隔地出張の頻度

		義肢・装具・座位保持装置取り扱い1件あたり 遠距離出張回数		
		平均	最大値	標準偏差
片道正味 移動時間	2時間以上 4時間未満	0.19	2.50	0.49
	4時間以上 6時間未満	0.01	0.14	0.02
	6時間以上	0.00	0.07	0.01
片道移動 距離	50km以上 100km未満	0.22	1.59	0.44
	100km以上 200km未満	0.04	0.40	0.09
	200km以上	0.00	0.01	0.00

2時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、50km以上100km未満、100km以上200km未満の各項では、平均よりも標準偏差が大きく、事業所による差異が大きいことが伺える。

考察

「事業の収益性」の項では、義肢・装具・座位保持装置製作に係る事業所全体の採算面の分析を行った。結果、業界全体で採算面が厳しかったといわれる前会計年度でも、平均でみた営業利益水準は僅かながら黒字(+1.8%)

であった。しかし、営業収支が赤字の事業所が有効回答をした事業所のなかの3割以上であること、また義肢の扱いが全事業の15%以上(売上高ベース)の事業所の平均営業利益率がゼロであったことから、業況の厳しい様子が確認できた。

義肢・装具・座位保持装置製作に係る素材費、所要作業時間の実際値が、原稿制度での想定値よりも高い傾向にある。これは、義肢等製作事業者にとってその供給事業が採算面で厳しい

状況にあることを示している。

例えば、義肢の採算性を売上高比 1%改善しようとするならば（仮に、完成用部品の価格比率が 50%だとし、完成用部品にかかる費用について変更を加えないとすると）、素材費・人件費を 2%増加させる必要がある。義肢の素材費・人件費（あるいは基本工作法に係る正味作業時間）にかかる想定所要量に対する実使用量の平均値はともに 2%を越えており、所要費用の面から考えてそうするだけの根拠があるといえる。

「営業における費用」の項では、営業における移動時間・待機時間の現況に触れた。調査結果によれば営業時間に占める移動もしくは待機の時間の割合は、平均して約 5 割であった。そのうち移動に係る時間や出張回数に事業所間の差をどう扱うか、その費用負担配分をどのようにするか移動時間・待機時間相当の人件費を今後どのように制度の中で扱うかといった課題を考慮し、今後検討する必要があると思われる。

1-2 完成用部品について

全事業者 39 中、回答事業数 13。回答を得られた対象部品種別数は、1,494 点（製造部品 768 点、輸入部品 726 点。現行登録部品全体の 45%）について回答を得、それぞれの販売価格、原価、販売数量のデータを得た。

●完成用部品供給事業の採算状況

- ・ 今回の調査の該当設問の有効回答（12 社）の平均値で見れば一定の黒字を確保できていることが示唆された。「平成 16 年 7 月～17 年 6 月の間に始まった会計期間」から「平成 18 年 7 月～19 年 6 月の間に始まった会計期間」の間の 3 期の会計年度における、平均売上高利益率は、5.0% となっている。ただし、3 期の平均売上高利益率がマイナスである事業者も 2 社みられた。

●完成用部品供給価格と申請価格

完成用部品供給事業者は部品登録申請あるいは変更新生児に、想定販売価格（この価格以下で、完成用部品供給事業者が義肢等製作事業者に販売するという価格）を「申請価格」として申請している。完成用部品の公示価格は、この「申請価格」に義肢等製作事業者が完成用部品の管理・調整等に要する見込み費用を加算価格となっている。しかし、この「申請価格」はこれまで公表されてこなかったため、完成用部品供給事業者がこの価格より高い価格で義肢等製作事業者に販売しているケースがあるのではないかと、という指摘が最近されていた。今回の調査のなかで、実際の販売価格について調べてみた。

「申請価格」と今回の調査により得られた、実際の「販売価格」（完成用部品供給事業者が義肢等製作事業者に販売する価格）を比較してみたところ、平均して、申請価格の 102% の価格で完成用部品が義肢等製作事業者に販売されていることがわかった⁵。

⁵ 申請価格の推定に当たっては、厚生労働省に

このことの背景として、供給に要する費用面の状況変化等により、原価率が上昇している可能性が考えられる。申請価格で販売をした場合、原価率が極めて高くなってしまふような事例（仮の基準として原価率製造で 80% 以上、輸入で 90% 以上）では、実際の販売価格をどう設定するかについて a) 申請価格での販売を堅守する事業者と、b) 一定水準以下に原価率を抑えられるよう販売価格を引き上げている事業者とに分かれることが示唆された。を越えている。

●その他

過去 1 年間販売実績のない完成用部品が製造で 28%、輸入で 36% であることが確認された。

よる平成 20 年度の完成用部品公示価格に依拠し、厚生労働省の採用している申請価格に義肢等製作事業者の管理費用等を上乘せする手順を逆算して求めた。

2 その他の補装具

平成 20 年 8 月上旬～9 月、補足調査 10 月～11 月にて、他の品目の補装具（車いす、電動車いす、補聴器、盲人安全つえ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行器、歩行用補助つえ、重度障害者用意思伝達装置製作・輸入事業者ならびに販売店）を対象にアンケート調査を行った。調査内容は、機種ごとの供給数量、販売価格、原

価（製造・輸入事業者について）等であった。調査結果より、回収数の少なさ等問題点は見られたものの、採算上厳しいと思われる補装具種別とそうでないものと、その傾向が示唆された。また所要費用（とくに販売店にかかる一般管理費等間接的経費）の状況をより精査する必要が示された。

以下、調査結果の概要を表で示す。

2-1 車いす
種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
101	車いす	普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 による。	100,000
102	車いす	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	120,000
103	車いす	ティルト式 普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000
104	車いす	リクライニング・ ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000
105	車いす	手動リフト式普通 型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000
106	車いす	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000
107	車いす	リクライニング式 前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000
108	車いす	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000
109	車いす	リクライニング式 片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	133,600
110	車いす	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500
111	車いす	手押し型 A (大車輪のあるもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの	82,700
112	車いす	手押し型 B (小車輪だけのもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの	81,000
113	車いす	リクライニング式 手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000
114	車いす	ティルト式 手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000
115	車いす	リクライニング・ ティルト式手押し 型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000
116	車いす	普通型	レディメイド	75,000

※ 101～115はオーダーメイド又はモジュラータイプのものであること。

製造・輸入

	基準額(円)	販売店への販売単価(円) 加重平均	基準額比	販売店への販売単価(円) 単純平均	基準額比	最小値(円)	最大値(円)	製造原価率	対象期間における出荷数量(個)累計	有効回答
101	100,000	116,400	116%	116,400	116%	116,400	116,400	-	173	1
103	148,000	136,000	92%	136,000	92%	136,000	136,000	82%	22	1
113	114,000	141,000	124%	141,000	124%	141,000	141,000	72%	466	1
114	128,000	101,141	79%	97,000	76%	92,000	102,000	77%	1,443	2
115	153,000	150,692	98%	153,750	100%	144,500	163,000	69%	239	2

2-2 電動車いす

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
201	電動車いす	普通型(4.5km/h)	JIS T 9203-1999 による。	314,000
202	電動車いす	普通型(6.0km/h)	JIS T 9203-1999 による。	329,000
203	電動車いす	手動兼用型 A 切替式	ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。)	230,000
204	電動車いす	手動兼用型 B アシスト式	ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (駆動力を電動力で補助することが可能なもの。)	263,000
205	電動車いす	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	343,500
206	電動車いす	電動リクライニング式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	440,000
207	電動車いす	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	701,400
208	電動車いす	電動ティルト式普通型	電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	580,000
209	電動車いす	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができ、電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	982,000